

資料 4

	改正前	改正案
第二章 第5条、(1)	(1) 正会員 母校の卒業生とする。ただし、母校に在校した者で入会を希望する場合は役員会の承認を得てこれを加えることができる。	(1) 正会員 母校の卒業生で 会費を納入した者 とする。ただし、母校に在校した者で入会を希望する場合は 会費を納入し 役員会の承認を得てこれを加えることができる。
第8条	第8条 本会に役員会を置き、役員会は年次代表幹事会より選出された次の役員及び顧問をもって構成する。 会長 1名 副会長 若干名 書記 2名 会計 2名 年次代表幹事長 1名 会計監査 2名 顧問 若干名 校内幹事 若干名	第8条 本会に役員会を置き、役員会は年次代表幹事会より選出された次の役員及び顧問をもって構成する。 会長 1名 副会長 若干名 会計 2名 年次代表幹事長 1名 会計監査 2名 顧問 若干名 校内幹事 若干名 相談役 若干名
第9条	第9条 役員及び顧問は次の方法によりこれを選任する。 (1) 会長・副会長・書記・会計・年次代表幹事長・会計監査は年次代表幹事会の推薦により選出し、総会に報告承認を求める。 (2) 顧問は母校職員の中から校長と会長により指名依頼したものとする。	第9条 役員、顧問 及び相談役 は次の方法によりこれを選任する。 (1) 会長・副会長・会計・年次代表幹事長・会計監査は年次代表幹事会の推薦により選出し、総会に報告承認を求める。 (2) 顧問は母校職員の中から校長と会長により指名依頼したものとする。 (3) 相談役は歴代役員の中から役員会により選出する。
第10条	第10条 役員及び顧問の職責は次のように定める。 (1) 会長は本会を代表して会務を総括する。 (2) 副会長は本会の会務を記録するとともに、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。 (3) 会計は本会の会計事務を総括する。 (4) 年次代表幹事長は年次代表幹事会を代表する。 (5) 会計監査は本会の会計を監査する。 (6) 校内幹事は在職卒業生または担当職員とし、本会と母校の連絡調整をする。 (7) 顧問は本会と母校の連絡調整をする。	第10条 役員及び顧問の職責は次のように定める。 (1) 会長は本会を代表して会務を総括する。 (2) 副会長は本会の会務を記録するとともに、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。 (3) 会計は本会の会計事務を総括する。 (4) 年次代表幹事長は年次代表幹事会を代表する。 (5) 会計監査は本会の会計を監査する。 (6) 校内幹事は在職卒業生または担当職員とし、本会と母校の連絡調整をする。 (7) 顧問は本会と母校の連絡調整をする。 (8) 相談役は役員会への助言を行う。
第22条	第22条 本会々則は昭和47年4月1日より効力を発する。 (1) 昭和48年4月1日改正 (2) 昭和53年4月1日改正 (3) 昭和58年4月1日改正 (4) 昭和60年4月1日改正 (5) 平成29年10月1日改正	第22条 本会々則は昭和47年4月1日より効力を発する。 (1) 昭和48年4月1日改正 (2) 昭和53年4月1日改正 (3) 昭和58年4月1日改正 (4) 昭和60年4月1日改正 (5) 平成29年10月1日改正 (6) 令和5年4月29日改正